

年末の 交通安全県民運動

令和5年 12月1日(金)～12月31日(日)

運動の重点

- ① 子どもと高齢者を始めとする交通事故防止の推進
- ② 飲酒運転・妨害運転等の危険運転の根絶
- ③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進

八幡堀



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課 交通安全対策室

TEL 077(528)3682

滋賀県防犯・交通安全 [検索](#) と検索してください。

滋賀県応援寄附(ふるさと納税)

～キラリと光る滋賀の交通安全～

交通安全の普及啓発や道路整備
など、交通安全対策に活用します。
交通安全に支援をお願いします。

※ 詳しくは、右のQRコードから



この印刷物は再生紙を利用しています。

令和5年度 滋賀県交通安全 スローガン

事故ゼロに！
思いはひとつ
滋賀の道

通学路
ゆする笑顔の
滋賀ナンバー

じてんしゃも
ほこうしゃゆうせん
まもうね

子どもと高齢者を始めとする 交通事故防止の推進

令和5年中の県内における子どもの事故、
高齢者の事故の発生件数は、前年に比べて
増加しています。

高齢運転者は、体調がすぐれない時、
天候が悪い日や夜間・通学時間帯、長
距離の運転を控える「三方よし運転」
を心がけましょう。



飲酒運転・妨害運転等の 危険運転の根絶

飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。飲酒運転を
「しない・させない・許さない」 環境づくりに努め、
地域全体で飲酒運転を根絶させましょう。

妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を受けた場合は、
交通事故に遭わない場所に避難、
ドライブレコーダー等を活用してトラブルの状況を撮影、
110番通報をしましょう。



★ 運転者の皆さんは ★

車を運転中に**子どもや高齢者、障害者**を見かけたら、
徐行または一時停止するなどして、その行動に十分注意して運転しましょう。また、夕暮れ時は、**早めのライト点灯**を心がけ速度を落として運転しましょう。

★ 歩行者の皆さんは ★

道路を横断するときは、**近くの横断歩道**を利用して信号の遵守や**左右の安全確認**など、交通ルールを守りましょう。また、夜間は、明るい色の服装や**反射材用品**を身に付けましょう。

自転車等のヘルメット着用と 交通ルール遵守の徹底

令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車
(いわゆる電動キックボード等)に関する新たな
交通ルールが適用されました。

自転車や電動キックボード等も**交通ルール・マナー**を遵守して運転しましょう。
自転車や電動キックボード等を利用する場合は、
ヘルメットを着用しましょう。



★ 新しい自転車安全利用五則を守りましょう ★

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

★ ヘルメットを着用しましょう ★

令和5年4月1日から**全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化**となっています。

自転車事故で亡くなられた方の多くは**頭部に致命傷**を負われていることから、ヘルメットを着用しましょう。

横断歩道利用者ファースト運動の推進 ～ 横断歩道は歩行者優先!! ～

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況について、令和4年にJAFが調査した結果、

全国平均 39.8% に対して

滋賀県は 33.3% の結果でした。

横断歩道を通過する際は、速度を落として、
歩行者の有無を確認し、道を譲りましょう。



★ 運転者の皆さんは ★

信号機のない横断歩道の手前には、『**横断歩道あり**』の**道路標識**や**路面標示(ダイヤマーク)**が設置されています。歩行者や自転車が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止しましょう。

★ 歩行者の皆さんは ★

道路を横断するときは、**左右の安全確認**をして、車が停止してから横断しましょう。道をゆずってくれた運転者には、可能な限り感謝の意思表示をして、**お互いに気持ちよく道路を利用**しましょう。